

第1回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

〔日時〕 令和6年11月7日（木） 17：30

〔場所〕 香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 議 事

（1）高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例について

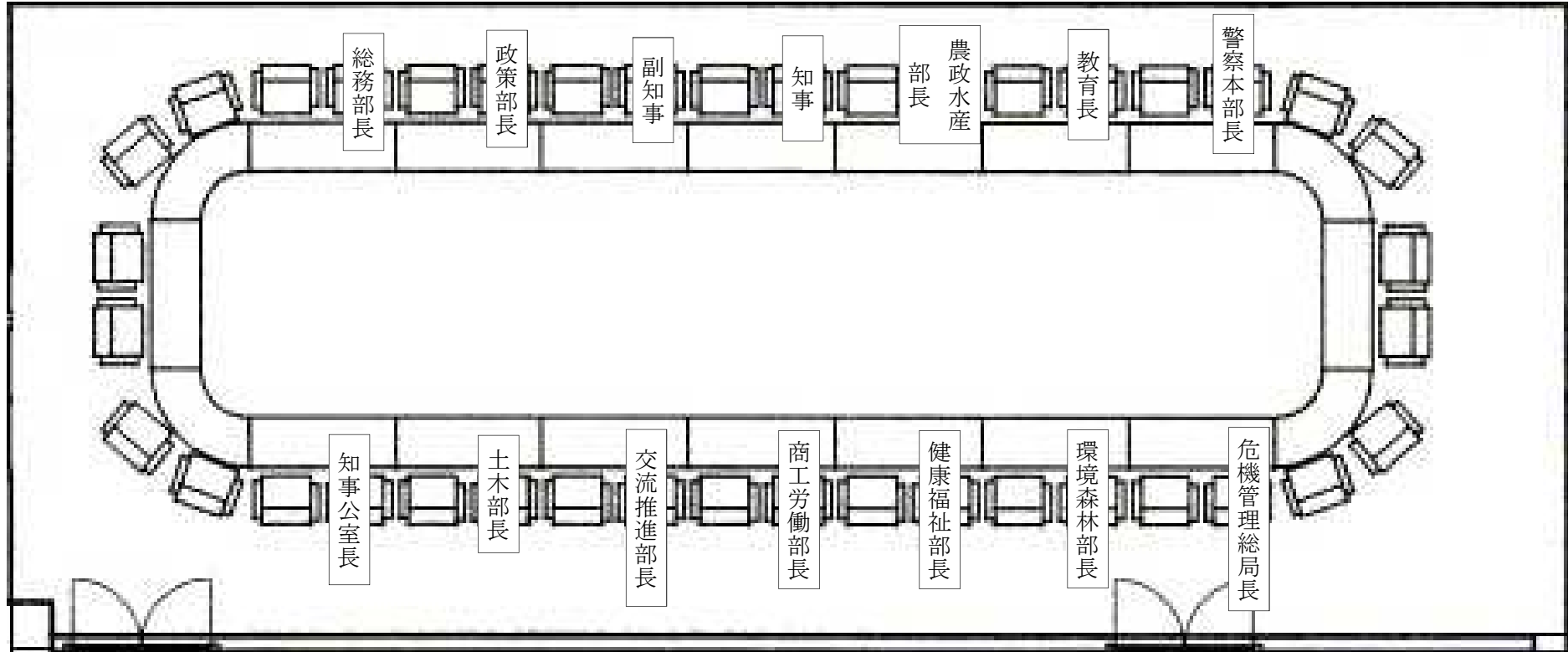
（2）疑似患畜の確認後の防疫措置について

3 その他

4 閉 会

香川県鳥インフルエンザ対策本部会議 配席図

県庁本館 1 2 階 大会議室



第1回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議資料

令和6年11月7日

1 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例について

(1) 発生農場等の概要

区分	内容
①所在	三豊市
②鶏種	採卵鶏
③飼養羽数	約42,000羽
④疫学関連農場 ※	1農場 約28,000羽

※疫学関連農場：
疑似患畜が確認された農場
と同一の管理者等が出入り
している農場（殺処分の対
象となる）

(2) 経緯

月日	時刻	内容
11月7日 (木)	8:30	農場から西部家畜保健衛生所西讃支所に異常家きんの通報
	10:16	西部家畜保健衛生所西讃支所が簡易検査で10羽中7羽（死亡鶏8羽中7羽、生存鶏2羽中0羽）の陽性反応を確認
	17:30	県対策本部会議の開催
	22:00	報道発表：疑似患畜の確認、防疫措置の開始
	22:30	担当課による会見

2 防疫措置に向けた準備について

- (1) 発生農場等の措置
 - ①家きんの移動自粛
 - ②家畜防疫員が農場の消毒を実施
 - ③防疫措置等に必要な物資の運搬、搬入
- (2) 現地対策本部 三豊市山本町農村環境改善センターにおいて設営
- (3) 消毒ポイント 5か所設置（別添のとおり）

3 疑似患畜の確認後の防疫措置について

県対策本部各班は、疑似患畜の確認後、下記の措置を速やかに行う。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、移動制限区域及び搬出制限区域の設定等の防疫措置を開始する。

表：制限区域内の農場数及び飼養羽数（暫定）

区分	範囲	必要な措置	農場数	飼養羽数(暫定)
移動制限区域	3km以内	家きん等の移動を禁止	11か所	約435千羽
搬出制限区域	3～10km以内	家きん等の搬出を禁止	90か所	約3,996千羽

- (2) 移動制限区域内の農場について、発生状況確認検査を開始する。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化するとともに、主要な道路の消毒ポイントにおいて関係車両の消毒を行う。

消毒ポイントの設置(5か所)

	設置場所名	接する道路の種類	住所
1	JA香川県 仲南支店	国道32号	まんのう町買田240
2	JA香川県 西讃畜産振興センター（旧神田出張所）	国道377号	三豊市山本町神田1209-1
3	JA香川県 高瀬支店	国道11号、県道219号	三豊市高瀬町上高瀬1271-2
4	JA香川県 仲多度統括店(善通寺支店)		善通寺市上吉田町6丁目12-1
5	JA香川県 大野原支店	国道377号	観音寺市大野原町大野原1931